#### 総則・評価特別部会における検討事項(案)

#### (1) 学習指導要領等全体及び総則の構造に関する考え方

- 〇 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学習指導要領等全体や総則はどのような 構造や表現とすべきか。
- O 論点整理で指摘された以下のような点について、各学校段階の総則においてどのように 示すべきか。
  - ・学校生活の核となる教育課程の意義
  - ・教育関係法令に定める目的・目標等との関係
  - ・育成すべき資質・能力の要素
  - ・知・徳・体の総合的な育成、道徳教育、体育・健康や安全等に関する指導
  - 各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造
  - ・教科等横断的に育成すべき資質・能力と、教科等間の関係
  - 教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)
  - ・学習・指導の改善の視点(アクティブ・ラーニングの視点)
  - ・教育課程全体において重視すべき学習活動等(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)
  - ・部活動の位置付けと留意点

#### (2)発達の段階や成長過程のつながりを踏まえた総則の在り方

- 論点整理で指摘された以下のような点について、各学校段階の教育の特質を踏まえつつ、 発達の段階や成長過程をつなぐ観点から、学習指導要領等においてどのように示すべき か。
  - 学校段階間の接続
  - 18歳の段階や義務教育段階で身に付けておくべき力についての考え方の共有
  - ・インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

- ・特別支援教育に関すること(通級による指導や特別支援学級の意義・位置付け、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の確立等)
- ・キャリア教育の視点
- ・多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、 海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟 度別指導等)
- 生徒指導、進路指導

#### (3)社会とのつながり

○ 家庭や地域社会との連携や、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、異年齢・ 世代間交流等について、学習指導要領等においてどのように示すべきか。

#### (4)学習評価

- 論点整理で指摘された以下のような点について、どのように考えるか。
  - ・育成すべき資質・能力等を踏まえた学習評価の今後の方向性について
  - ・観点別学習状況の評価の在り方について
  - 多様な学習活動や学習成果の評価について
  - ・学習評価と学習・指導方法の改善について
  - ・指導要録の在り方について
  - ・効果的な学習評価の推進方策について

#### 総則・評価特別部会(第1回、平成27年11月2日) における主な意見

#### 1. 学習指導要領等全体及び総則の構造に関する考え方

- 論点整理で示された、評価の三つの観点、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」、これを各教科等において、どのような内容、指導事項とするのかが大変重要になる。特に、高等学校における観点別学習状況の評価と、多様な高等学校における教育課程の編成、カリキュラム・マネジメントによる教育内容の充実が求められている。この点を総則の中にきちんと盛り込んでいかなければいけない。
- これまでの総則を見ていると、硬い感じがする。今回、論点整理では、最初に今の 社会の流れ、教育の流れのようなことが書いてあって、そのためにこういう方向の改 訂をしていく必要があるのだということがかなり説得的に述べられている。こういう 改訂の趣旨や理念のようなものを学習指導要領の総則でも表に出せば、読む人からす ると、今回はこういうところに重点を置いて改訂がなされているんだということが分 かると思う。ストーリー性があってもいいのではないか。
- 書き方として、バランスに注意しないと、読む方は自分の考えに合ったところだけ 取り入れるという読み方をされてしまうことがある。前回の改訂においても、バラン スや統合ということにかなり気を配った改訂になっている。今回も、アクティブ・ラ ーニングというのは 1 つのトレンドではあるが、決して 1 つの型を普及させるもので はない。それから、教師の教授活動ともバランスをとるというような、そういうこと は盛り込まれていると思う。論点整理でバランスに配慮して教育の方向を打ち出そう としているということが、指導要領の中でも生かされるといい。
- 「どのように学ぶのか」というところについての記述を総則の中にも盛り込まれなくてはいけないが、その書き方がとても大事。現場からすると、アクティブ・ラーニングという言葉がかなり独り歩きを始めている。こういう形の授業がアクティブ・ラーニングですといったように、イメージが固定化していかないように記述しなくてはいけないと思う。その時に言語活動や思考スキルなど、非常に基本的で押さえなくてはいけない部分については、そのように記述する必要があると思う。その上でどういうふうにすれば本当に個々の生徒・児童がアクティブに学べるかということを示唆するような記述をしなければならない。これは難しいが大事だと思う。
- 新しく目指そうとすることを、ポジティブでない形で教員が受け止めてしまうと、 結局学習指導要領が変わっても、その後、子供たちに、何ができるようになるか、ど ういうふうに学ばせるか、何を学ばせるかということについても、余り効果が出てこ ないと思う。教員が読んだときに、将来社会で役に立つ子供を育てるためにこういう 力を付けて、そのためにこういう内容を、そして、こういうふうに指導していけばい

いんだということが前向きに受け取れるような書き方というのが必要。

- 〇 現場の実践レベルでバランスが正しく引き取れるように丁寧に吟味して書き込むことはできないか。例えば現行の中学校のところなどで、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスということがいわれているが、決して均等にそうしたことを教えろという趣旨ではないような気がする。内容によっても、そこの割合が違ったりもするだろうし、場合によってはどちらをよりベースにというようなことがあろうかと思う。その辺の書きぶりが少し足りないのではないか。
- 総則に書くことと、各教科で書くことのつながりは読みやすくしていただきたい。その際、重要なことは2つある。1つは、論点整理の部分の中心的な考え方は、三つの柱ということと、それを具体化する指導として、三つの学びというのを提言しているので、それは当然総則には何らかの形で書くのだと思うが、その部分を中心にそれが各教科、あるいは教科間、あるいは校種間のつながりとして現されるということが必要。もう一つは、総則に書かれていることが関連する教科などにおいて何らかの形で言及されていて、教科の部分を見たときに、対応する総則の方を読んだ方がいいよという感じに分かるようにするような書き方がよい。結局、現場の先生方は各教科の専門を持っている方が多いので、自分の関係する専門しか読まないというケースも多いので、何らかの形で総則を読み、それから、総則の本文から今度は解説書にいくというような読み方をなるべく誘導していただきたいと思う。
- O 現場の教員からすると、指導要領を読みこなすということはなかなか難しいところがある。そういった意味では、総則等はシンプルで分かりやすいものであるということが前提になると思う。
- 活性化していて、子供たちが意欲的に学び、そういった場を提供する教職員が元気にやっているような学校というのは、カリキュラム・マネジメントという言葉のなかった頃から、カリキュラム・マネジメントの内容を現実としてやってきたということが言える。具体的には、ある 1 つの取組がそれで終わらず、そこで得た力がどのように次に展開していくかということを教職員が関心を持って見守っているというふうなことかと思う。それが児童生徒や保護者とともに共有されている。このような段階でこういった力が、こんな取組をしたことによって、このようにまた伸びましたとか、この部分がまだまだ不十分なので、こういった点をもう少し強化していきたいと思いますといったようなことがつながって関わって、共有されているという点かと思う。また、公立学校の場合、教育委員会との関係が重要。カリキュラム・マネジメントの3つの側面のうち3つ目の、様々な条件整備などをしていこうとすると、教育委員会との関わりなしには不可能。そういった点でどれほど具体的にそのことをこの総則に書けるのかというのも非常に重要な点ではないか。
- 新しい学習指導要領をイメージすると、これは、先生たちは相当大変だなというの が第一感。もともと教師という職業人は、既知の伝達ということをまず職業の中心に

置いていたんだと思う。正しいと認定されていることを子供たちにどう伝えていくか、 そこの伝える中身と一部伝え方について学習指導要領というものが国の基準として決 められている。その状況が少し変わってきて、何を知っているかということを超えて、 何ができるかということが教育の目標であるという認識に今、立たなければいけない。 そういう社会状況についての読み、科学や技術の進歩、グローバル化という、そうい う新しい時代の中で未来の大人がどう生きていくのかということが、学校教育の大き な目標になる。今、教師をやっている人たちがそこへ発想を転換させてどう思考を変 え、行動を変えていくかということが重要なんだという、そのことがこの論点整理に たっぷり書かれている。そうだとすれば、論点整理の22ページ以降のところ、必要な 方策というあたりがどんな形で総則編の中に盛り込まれていくのかということが重 要。これまでの総則編ではそのあたり十分に触れ込まれていないという感じがしてい る。それは、具体的にカリキュラム・マネジメントというものをどう学校全体として 検討する体制を作っていくのか。あるいはアクティブ・ラーニングという学習指導法 の哲学をどのように学校全体として取り組んでいくのかということについて、ある種 の組織マネジメントの問題だというふうに私には見える。したがって、何を教えるか、 どう教えるか、目指すべき資質・能力というものを支えているのは、学校組織のマネ ジメント、このことが相当大きな影響を及ぼすのではないか。つまり、教師の力量と いう問題を、一人一人の教員がどう新しい学習指導要領を読み込める能力を持ってい るかという力、それを結集した学校の組織としての力量ということ。期待されている のは、そういった組織のマネジメントなんですよということがどこかで表明されると、 現場に対する社会の期待というものが少し伝わりやすくなるのではないか。

- 学校教育がどのように行われているのかを、生徒・保護者をはじめ地域の方々に理解してもらい、教育活動の充実に向けては地域の教育力の活用という観点から、尚更、学校教育の理解を深めてもらう工夫が求められる。今、学校評価を行っている中で、学校としては説明責任ということも出てくるので、そのことも含めてトータルで考えていくことが大切である。そこで、具体的な取組の一つとして、たとえば、学校のグランドデザイン、いわゆる基本構想図のようなものを作成して示していくということが、すでに幾つかの県や市町村の教育委員会での取り組みが見られるので、カリキュラム・マネジメントの一環として創意工夫していくことも指摘させていただく。
- 学校として、編成した教育課程全体において、一体児童・生徒にどのような資質・能力を育むのか、そのために何をどのように学ぶのかを明確にしていく必要がある。高校の教育課程を編成してきたが、従前の個性化と多様化に対応したものとして、様々な学校設定教科・科目を設置し、また学校外の学習なども用意し、選択幅の広い状況になってきた経緯がある。そのため、各教員は自らの教科・科目の編成上の在り方や指導に注目して取り組んできたものの、学校の総体で見て、生徒にどのような資質・能力を育てるのかという教育課程の全体像とかそれに伴う教育活動の展開という観点からの見通しが、上手くできていない状況にある。このことからも学校が教育課程全体の構造の中で、育成すべき資質・能力を考え、総体としての役割と意義、教育課程の存在を明確にするものとなるよう、総則が編まれればと考える。

- 学校のカリキュラム・マネジメントを相談・支援していく体制づくりとして、すでに幾つかの県や市町村などの教育センター等に整備されてきたカリキュラムセンター機能に注目している。神奈川県の場合を例にあげると、平成 13 年に県立教育センターにカリキュラムセンター機能を設け、県内学校の教育課程の編成や運用、授業づくりや授業改善に、各教員の相談や支援に指導主事が対応しており、現在も取り組まれている。今後、総則にカリキュラム・マネジメントが位置づくと、益々その役割と効果が期待されることと考える。また、各学校が多様な地域の教育力を活用する点では、地域の大学や企業など関係機関と、教育行政機関が包括して協定を結ぶなど、学校の教育課程を支援する環境づくりに取り組むなど色々な仕掛けを考えて、生徒の学習機会の拡大にも努めていく必要があると考えている。
- 〇 チーム学校という発想の場合、やはり学校内という発想に周知してしまうところあるので、その発想の場を広げるという意味での総則の内容が必要。
- 「生きる力」というキーワードに関して、これだけ変化の激しい社会、将来予測困難な社会という中で、もう少し生きるということに関して積極性のある書きぶりにできないか。これだけ豊かな国の中でこんなにたくさんの人たちが自殺に至りなんていう中で、もう少し積極的に書けないか。生き抜く力、レジリエンスという表現も出ていたようだが、そんな書きぶりを1つ考えてみてはどうか。
- 東京オリンピックの開催の時に新しい学習指導要領がスタートする。これからこの 国はどういう体育、スポーツ教育をやろうとしているのかというのはそこに現れるの で、よほどしっかり書き込んでいいのではないかと思う。また、安全に関しても、3.11 というのは、20年、21年の改訂の後の話なので、このタイミング、もっとその分を書 き込む必要がある。現行のものを見ると、量的にも少ない。もう少し充実した書きぶ りをすべきではないか。
- 学習指導要領、解説書、指導事例集、この3点セットで学習指導要領を表現するという、日本の学習指導要領に関わる歴史的な所産として、そういった形態をとっているのだと思う。ただ、読み手からすると、無味乾燥な側面がある。今回理念や考え方等を伝える場合の手法の在り方については、検討の余地があると思う。指導要領解説については、抜本的な検討が加えられる素地があると思う。これを読み通すときにはよほどの体力を必要とするし、一人の読み手が全体を読み通すということよりも、むしろ学習指導要領のそれぞれに沿って、それについて説明を加えるというふうなことを基本にしてきたので、なかなか読みづらい。これをどう修正・改善していくのかということがある。 例えばカリキュラム・マネジメントについて、学校全体で検討していく体制を整える、そういうことを進めようとするときに、指導要領解説がどれほど誘因・ヒントがあるかとなると、足りないのではないか。そういったところは指導資料にあるのかもしれないが、それでは指導要領解説は中途半端なものとしてあるように思う。

○ 高大接続との関連は非常に重要。前回の学習評価のワーキンググループでも、高等学校は非常に問題が多いと指摘されたが、高等学校の教育は大学入試に大きく影響されているので、その改革なしに高等学校だけを取り出して評価や学習指導をといわれても大変困ると申したが、今回、高大接続が議論になっている中で、そちらの方との関連を図って、どういうふうに改善を図るべきか、その点が非常に重要ではないかと思う。

#### 2. 発達の段階や成長過程のつながりを踏まえた総則の在り方

- 選挙権年齢が引き下げられることによって、高校3年生の全員ではないが、選挙権を得るということを考えると、こういった大きな節目にあるときに変えようとしている学習指導要領の在り方、とりわけ、それを総則の中でどのように書いていくのかというのは非常に重要ではないかと思う。これが地歴公民科や社会科だけの話にならないようにしなければならないということを思っている。その意味でも、高等学校3年生の段階でどのような力を付けているのかという時に、主権者としての意識をどのように喚起していくのかということは、高等学校教育だけでは当然のことながら不十分であり、初等中等教育全体を踏まえて考えていかなければならない。
- 校種間の接続の部分については、学校段階等別部会があるが、校種を超えて全体見渡すのはやはりこの総則部会なので、大事な部分になる。特に今回新たに入ってきたのは義務教育学校、小中というものをもう少し踏み込んで示していきたい。義務教育学校の問題は、いわゆる法律上の義務教育学校ということともに、小中の連携とか、接続という形で、別々の小学校、中学校だけれど、つなぐという形は多いので、そういう意味でも、義務教育学校という狭い定義の中のつなぎだけではなく、いろいろな形での接続というのがあると思う。また、幼児教育と小学校教育のつながりも重要。この10年近く、幼と小の間の連携、接続の検討が現場で進んだので、それを何らかの形で反映する方がいい。接続については、資質・能力というものの中核部分としてどうつなぐかということが中心になりながら、各教科等で、具体的にどうやるかということまで含めながら、総則に書く部分と各教科に書く部分、両方言及する必要がある。
- つなぎという部分から言えば、幼稚園から発想して、出口として高校という話があり、おそらく社会に出てからというところまで到達する。その幅広い内容を盛り込むという意味で、この学習指導要領改訂の視点という、この図がもう一つのみ込めないところがある。この上の図と下の図の関連性についてはもっと練って、教員はもちろん、一般の方にも分かるようなものを目指すなら、いま一度ここのところをどのようにして言葉として表現していくか、そこが非常に重要な視点になるかと思う。
- 〇 特別支援学校にも学習指導要領が 3 つあり、それぞれに総則がある。総則・評価特別部会では、特別支援学校の総則も踏まえながら議論していただけると有り難い。
- 特別支援学級に在籍する子供や通級による指導を受けている子供は年々増加している。また、小中学校の通常の学級に在籍していて発達障害があるかなと思われる子供

も顕在化している。こうしたことから、今回の学習指導要領においては、特別支援学校に限らず、小中学校等の学習指導要領において、特別支援教育に関わる記述がどういうふうになされていくかということが1つ大きな関心事。学習指導要領に書くとか、あるいは解説書にお書きいただくということを考えた場合に、特別支援教育の内容をできるだけ分かりやすく、具体的に親御さんも含めて読んで理解していただけるような形で今回記述できるといい。

- 我が国が障害者権利条約を批准し、来年の 4 月からは障害者差別解消法が施行されるということで、小中学校でどういうふうに障害のあるお子さんに対して配慮して対応していけばいいかということが話題になるのではないかと思う。これは、我が国の特殊教育から始まって、小中学校との兼ね合いで進んできた特別支援教育が世界に誇れるまでに発展してきた結果ではないかと思う。障害者理解や共生社会の実現を目指すということを踏まえて、具体的に今、行われている学校現場での活動は何かというと、障害のある子と障害のない子が共に活動するような交流及び共同学習ということ。それをいかに行いやすくするか。先生方がそれの必要性なり意味というものを考えられるようなものを今回の総則の検討の中で一緒につくっていけると有り難い。
- 〇 (高等学校の卒業時にどのような学力を身に付けているのかという観点から小学校・中学校との系統性を図るということについてどう考えるかと尋ねられたのに対し、)障害のある子供の場合、一人一人の実態が異なるので、高等部といってもかなり個人差が生じている。子供に合った教育を行っているというのが実態。そういう点で考えると、個別の指導計画とか、個別の教育支援計画というものが今特別支援学校で模索されていて、それをどういうふうに活用するかということが大事だが、その流れの中で発達段階に応じた教育の在り方を考えていくというのも1つの方策かと思う。

#### 3. 社会とのつながりについて

- 論点整理にある、新しい教育課程が目指す理念の共有について。新しい教育課程が 単に学校の中だけでとどまらなくて、社会全体で共有されているという状態が社会に 開かれたという意味であろうし、社会で生きていく上で必要な資質・能力を育ててい くという点でも、この理念を共有するためには、夢のあるものでなければならない。 だから、それぞれの学校が地域とともに本当こういった教育活動をやっていこうとい う時に、そういった意欲的な行動を支える、後押しするような、そういった姿勢でも って書かれなければならない。
- 社会に開かれた教育課程が新しく出された時に、その理念の実現に向けてその推進 方策と親和性があるのが、コミュニティースクールや学校支援地域本部の活動。そし て、チーム学校という発想で学校を動かし、何よりも教科を動かしていくことが必要 だと思う。まず学校内がチームに、次に専門家、特別な立場の方、さらに地域ととも にチームになっていかなければ、この開かれた教育課程は実現しないだろう。そこで 必要なのは、先生方が日々忙しい中で全てを担うというより、コーディネーター、地 域連携担当教諭を置くなど、コーディネート機能をどこかにかませる必要がある。今

までの学校と地域も連携してきたが、それはある先生がいたからとか、熱心な校長がいたからとか、たまたまこういうことがあったからということで、それが組織化され、継続的ではないのが現状。ある意味でイベント的な側面もあり、根を張るものではなかった。今後は、各学年、各校種で地域と連携し、子供の学びを地域にひらくことが明記されると良いと思う。

#### 4. 学習評価の在り方について

- 高等学校の卒業時にどのような学力を身に付けているのかという観点から、学習指導要領の各教科等の内容については、高等学校3年生を到達点として、中学校、小学校との系統性を図り、今回の評価の在り方と併せて考えていくことが重要。これまでは、小学校で学習指導要領の内容を決め、その次に中学校というふうに積み上げてきているので、教科によっては、中学校3年生の内容が大変難しい内容となっている。高等学校での出口をまず決め、それを段階的に、系統的に育成し、評価する方向性を総則として考えていくということが重要だと思う。
- 〇 今回、指導要領改訂の議論の中で評価も検討するのは大変な進歩だと思う。今回は 各教科の目標と教育課程全体の関わりという横の関係、また、高等学校段階、中学校 段階、小学校段階で育成すべき資質・能力の系統化を図るという縦の関係が重要。縦 の観点を重視するという観点からは、発達段階に応じた評価をどう見込むかというこ とが重要。
- 今回の論点整理をみると、資質・能力の要素をもう少し教育課程に入れていこうという転換が図られてきている。評価の在り方は、これまで学習内容を中心としたカリキュラムに適合した評価のシステムを考えてきたが、資質・能力を育成することを目標として重視する場合には、学習内容を中心に作られた評価のシステムでは不十分。その点で評価の基本的な考え方を一部転換する。特に資質・能力に関する評価の在り方を一部転換する必要があるのではないか。
- 指導要領改訂の議論の中で評価についてもセットにして議論していくべきであろうと思う。前回の改訂の後の評価の議論で意見が分かれたのは、四観点と学力の三要素、これをどう整合的につなぎ合わせるかということであった。四観点を維持したいという意見と、三要素の方に収れんさせていく方がいいのではないという意見があった。結果的に、両方をつなぎ合わせたようなものでやってきたが、読んでも分かりやすく、また、学校の先生にとっても付けやすく、そして、学校教育法とも整合的というふうにしていった方が、分かりやすいのではないかと思う。
- 評価については、前回改訂時、意見がかなり分かれた部分もあった。1 つは、学力の 三要素と四つの観点との関係。四つの観点というのは、学力の三要素のうちの 1 つの 知識・技能を 2 つに分けた四つということだが、それをもう少し新しく資質・能力と いう発展的な形で検討する必要がある。 2 つ目は、関心・意欲・態度。これが三要素 で言えば、主体的に学習をする態度にあたるが、この部分は大事であることは誰も反

対しない。しかし、十分客観的な形で評価できるかということについていろいろな意 見があった。現場でそういう観点をもって授業することは大事だという意味で、残す べきだという意見とともに、なかなか客観的には評価しにくいのだから、むしろ、他 の観点の中に織り交ぜた方がいいというような意見もあったので、その辺をどうする かということ。主体的に学習する態度が今回、資質・能力の観点の考えの中で広げて いるので、もう一度見直し、検討する必要がある。3 つ目は、思考力等の部分。この 10年、随分研究も実践も進んだので、このあたりについて踏み込むことは可能かもし れない。また、パフォーマンス評価もかなり日常的に使われるものになってきたと思 うので、そのあたりをどうするかも検討課題。その上で、評価に当たって、評価とい うものは、授業内、あるいは単元内で用いるような、かなり形成的な評価というもの と、それを生徒の特定の教科、単元を通して形成される学力の総括的な評価、大ざっ ぱに言えば 2 つに分けられる。そして、総括的な部分が、例えば入試とか、あるいは 内申書とか、成績にまとめられる場合もある。そういう意味で、指導と一体的に使わ れる部分の評価と、生徒自身にとって重大な結果をもたらし得るような総括的な評価 の在り方とは、かなり性質が異なるかもしれないので、それを含めて是非御議論いた だきたい。

○ 当部会での検討内容として最も注目しているのが、観点別学習状況の中の評価の観点が重視すべき三要素と一体化して、四観点から三観点に改善されること、またもう一つは、高校に特化して、従前の指導要録の記載として残されてこなかったが、進路に関する調査書には記載されてきた評定平均値のことであり、他の委員からも発言があったが、この調査書には評定平均値が記載されることで、目標に準拠した評価による学習評価の定着という点で課題として認識しており、この改善に非常に関心を抱いている。

#### (主査のまとめ)

大きく分けて3つの内容の話があった。1つは、指導要領の総則については、今回、教育課程という1つの構造と同時に、その運用の仕方が重要なのだというふうな問題意識で論点整理がなされたかと思うが、他の教科、あるいは他の学校種との関係というのは、1つの視点になっている。また、組織マネジメントの問題が重要であることと。それはカリキュラム・マネジメントという形で論点整理に記してあること。

2つ目は、評価について。高校卒業、あるいは社会に出るときにどういう能力を備えておくべきかということが 1 つの基準になるのではないかというようなことがあった。 同時に、特別支援学級などで考えた場合には、個人個人の能力の達成度というものも考えていかなくてはいけないだろうということがあった。

3つ目は、書き方の問題。これに関しては、個人的には、読める指導要領、分かる指導要領、伝わる指導要領、使える指導要領といったように、読み手を考えた指導要領であることが好ましいか思う。それと同時に、総則を常に立ち戻れる場にしておくということが重要。

オリンピック・パラリンピック、あるいは震災があり、確かに教育の場において非常 に多様なことが課せられていて、多様なことができる状況なのかもしれないことを踏ま えると、少し時間軸のことを考えて、長期的かつ短期的な在り方、教育の在り方を盛り込めたらとても充実したものになるのではないかと思う。同時に、注意しなければいけないこととして、バランスということがあった。いろいろな意味でバランスが必要であるということと同時に、これまでの指導要領と全く違うものがここに記されているのでないと示して、1 つの継続性を記すことも、現場の先生方の混乱を避けるために重要ではないか。

(以上)

# 学習指導要領等の構成、総則の構成等に関する資料

•学習指導要領の法的性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
•学校教育法、施行規則、学習指導要領等、解説書等の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•• 2
•教育課程に関連し学校が作成するもの等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
•現行学習指導要領等の構成(幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、・・・・・ 特別支援学校小学校・中学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領)	• 4
•総則の構成の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
•各教科の目標の示し方の変遷(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
•各教科等における各学年の目標及び内容の示し方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>-</b> 15
<ul><li>教育課程と指導計画等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
•(参考)告示の形式の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 19

## 学習指導要領の法的性格

- ○教育課程を編成する主体は学校である。(小学校学習指導要領第1章総則第1の1。中学校、高校も同様。幼稚園教育要領第1章総則の第2))
- 〇学習指導要領等は、学校教育の水準を確保するために、学校教育法及び同施行規則の規定に基づいて文部科学大臣が教育課程の基準として示すものであり、各学校が教育課程の編成及び実施を 行うに当たっては、これに従わなければならないものである。
- <u>(児童生徒が目標を達成することを義務付けるものではなく、各学校が、教育基本法、学校教育法、学</u> 習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があるとしている。)
- 〇同時に、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて 指導することも可能である。(学習指導要領の「<u>基準性</u>」と呼ばれている) また、学習指導要領に示す教科等の目標、内容等は中核的な事項にとどめられ、<u>大綱的</u>なものとなっている。

#### 学校教育法(抄)

第33条 小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

#### 学校教育法施行規則(抄)

第52条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に 公示する小学校学習指導要領によるものとする。

#### 小学校学習指導要領 第1章 総則

#### 第1 教育課程編成の一般方針

1. <u>各学校においては</u>, 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い, 児童の人間として調和のとれた育成を目指し, 地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して, <u>適切な教育課程を編成する</u>ものとし, これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

# 学校教育法、同施行規則、学習指導要領等、解説書等の関係

日本国憲法

教育を受ける権利、義務教育について規定。

教育基本法

教育の目的、教育の目標、教育の機会均等、義務教育、学校教育、大学、家庭教育、社会教育等を規定。

学校教育法

**各学校段階ごとの目的,目標**,修業年限を規定。また,教科に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。

学校教育法施行規則 (文部科学省令) 各学校段階ごとの各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。 また、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習 指導要領等によることを規定。

学習指導要領 (文部科学省告示)

※幼稚園は幼稚園教育 要領 全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、国が学校教育法等の規定に基づき各教科等の目標や大まかな内容を告示として定めているもの。教育課程編成の基本的な考え方や、授業時数の取扱い、配慮事項などを規定した総則と、各教科、道徳及び特別活動の目標、内容及び内容の取扱いを規定。

学習指導要領解説 ※幼稚園は幼稚園教育 要領解説 大綱的な規準である学習指導要領等の総則及び各教科等の記述の意味や解釈など詳細について説明するために文部科学省が作成。

指導資料 事例集等

学習指導要領等を踏まえた指導を行う際に参考となる資料、事例等をまとめたもの。

学校管理規則 (教育委員会規則) 法令や条例等に反しない範囲で、教育委員会が、教育課程について必要な規則(授業日数、教育課程の編成や行事、教材使用等の手続きなど)を定めることを規定。

〇「告示」には様々な形式、効果のものが含まれるが、学習指導要領は、学校教育法及び同施行規則に根拠を有し、単なる指導助言文書ではなく<u>法的基準性</u>のあるものである。

(S51.5.21最高裁判決)

- 〇同時に、学習指導要領は<u>大綱的な基準</u>であり、各学校が創意工 夫を生かし特色ある教育活動を展開することが期待されている。 (小総則第1の1など)
- ○法律等と異なり、告示するフォーマット等は定型化されていないが、 上記のような性格を踏まえた記載にする必要はある。
- ○学習指導要領等の改訂と合わせて作成する。
- ○緊急の必要がある場合には学習指導要領の改訂とは別途、解 説の一部改訂を行うことがある。(平成24年領土及び自然災害 についての改訂を実施)
- ○文章による説明のほか、図表による説明(理科における系統表、 総合的な学習の時間における探究活動のイメージなど)を交えて 解説。全教科等の解説に、道徳の内容の学年段階・学校段階ー 覧を掲載。
- (注)幼稚園、小中学校については、平成元年以前は「指導書」としていたが、学習指導要領等と同様の拘束力を有すると誤解されるとの指摘もあったため、その位置付けを一層明確にする観点から、高等学校と同様に「解説」に改めた。
- ○各教科等で活用するもの、言語活動のように教科横断的に取り 組むべきことなど多様なものを含んでいる。冊子、リーフレット、映像資料(DVD)等。
- ○高校については、設置者が専門教科の標準単位数や学校設定 科目等に関して規定しているほか、教育課程編成の手引き等を 作成し、留意事項等を示していることが一般的。

# 教育課程に関連し学校が作成するもの等

学則 (公立小中学校を除く) 修業年限、学年、学期及び休業日、部科及び課程の組織、教育課程及び授業日時数、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項、入学・退学・転学・休学及び卒業に関する事項など

#### 教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画 [小学校学習指導要領解説総則編] (学校として作成する)

#### 全体計画

教科横断・学校全体で取り組むための計画

学習指導要領上、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動について全体計画を作成することとなっている。

(学校として作成する)

教科等ごと、学年ごとの 指導計画 各教科,道徳,外国語活動,総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて,学年ごとあるいは学級ごとなどに,指導目標,指導内容,指導の順序,指導方法,使用教材,指導の時間配当等を定めたより具体的な計画

(学級担任、教科担任等が作成)

その他学校が作成する計画など

学習指導要領に規定はないが、他の法令や計画等により作成が求められているものなど

障害のある幼児児童生 徒の個別の指導計画 個別の教育支援計画 障害のある児童などについて、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を必要に応じて作成することとなっている。

【小学校学習指導要領総則第4-2(幼稚園, 中学校, 高等学校も同じ)

指導要録

学校は、児童等の学習及び健康の状況を記録した書類として作成しなければならない。

- ○教育課程は、各学校が作成する。
- ○公立学校は、設置する教育委員会が定める学校管理規則により、 毎年度、教育課程の届出を行う。
- ○様式や内容は各教育委員会により異なるが、例えば、小中学校 の場合には、
  - ①教育日標
  - ②指導の重点、方針
  - ③各教科、総合的な学習の時間、学級活動等の時数
  - ④学校行事および児童会・生徒会活動等の時数

などを、各教育委員会が定める様式等により、前年度の定められた時期までに届けることとされていることが一般的。

- 〇年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、 月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの 指導案に至るまで各種のものがある。
- 〇学校安全教育(学校保健安全法)、食に関する指導(食育基本法)などのように、他の法令や、法令に基づく計画等により作成することされているものもあれば、各学校が独自に作成しているものもある。
- ○幼児児童生徒が進学した場合等において、学校は、抄本または 写しを進学先の学校に送付しなければならない。
- ○指導に関する記録としては、各教科、総合的な学習の時間、特別 活動の記録、行動の記録、総合所見等を記録。

# 現行学習指導要領等の構成①

### 幼稚園教育要領の構成

第1章 総

則

幼稚園教育の基本、教育課程の編成、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

### 第2章 ねらい及び内容

五つの領域<**健康、人間関係、環境、言葉、表現**>ごとに、ねらい、内容、内容の取扱いを規定

### 第3章 指導計画及び教育課程に係る 教育時間の終了後等に行う教育活動 などの留意事項

指導計画の作成に当たっての留意事項(一般的な留意事項、特に留意する事項)、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

#### 第1 幼稚園教育の基本

- ・生涯にわたる人格形成の基礎
- ・学校教育法第22条の目的の達成
- ・幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育
- ・幼児の主体的な活動、幼児期にふさわしい生活の展開
- ・幼児の自発的な活動としての遊びを通した指導、幼稚園教育 のねらいの総合的な達成
- ・幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導
- ・幼児一人一人の行動の理解と予測に基づき、計画的に環境を 構成

#### 第2 教育課程の編成

- ・家庭との連携を図りながら幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成
- ・創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実 態に即応した適切な教育課程の編成
- ・具体的なねらいと内容の組織
- ・ 入園から修了に至るまでの長期的な視野をもった充実した生活の展開
- ・教育週数(39週を下回らないこと)
- ・1日の教育時間(4時間を標準とする)

#### 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

- ・地域の実態や保護者の要請による、いわゆる「預かり保育」 の実施
- ・家庭や地域における幼児期の教育の支援

# 現行学習指導要領等の構成②

### 小学校学習指導要領の構成

青字は、中学校学習指導要領には示されていない観点

#### 第1章 総

則

教育課程の編成、実施について各教科等にわたる 通則的事項を規定

#### 第2章 科 各 教

各教科等ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節 第6節 音 第2節 社 会 第7節 図画工作 算 数 第3節 第8節 家 庭 第4節 理 科 第9節 体 育 第5節

#### 第3章 特別の教科 道徳※

第4章 外 玉 語 活 動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特 别 活 動

#### 第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導

#### 第2 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方 ・複式学級

#### 第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数(週数)
- ・児童会活動、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
  - 各教科、各学年間の相互の関連、系統的・発展的指導
  - ・ 2 学年を見通した指導
  - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
  - ・合科的・関連的な指導
- 2 その他の配慮
- ・言語活動の充実
- ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・学級経営の充実、生徒指導の充実
- ・児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会
- ・個に応じた指導の充実 ・障害のある児童への指導
- ・海外から帰国した児童等への適切な指導
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学 習、高齢者などとの交流の機会

※ 平成30年度から

## 現行学習指導要領の構成③

### 中学校学習指導要領の構成

則

第1章 総

教育課程の編成、実施について各教科等にわたる 通則的事項を規定

第2章 各 教 科

各教科等ごとに,目標,内容,内容の取扱いを規定

第1節 国 語 第6節 美 術 第2節 社 会 第7節 保健体育 第3節 数 学 第8節 技術·家庭 第4節 理 科 第9節 外 国 語 第5節 音 楽

第3章 特別の教科 道徳 ※

※ 平成31年度から

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特 別 活 動

青字は、小学校学習指導要領には示されていない観点

#### 第1 教育課程編成の一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導

#### 第2 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方 ・複式学級 ・選択教科の開設

#### 第3 授業時数の取扱い

- ・年間の授業日数(週数)
- 生徒会活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
  - 各教科、各学年間の相互の関連、系統的・発展的指導
  - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- 2 その他の配慮
  - ・言語活動の充実
  - ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
  - ・生徒指導の充実 ・進路指導の充実 ・ガイダンス機能の充実
  - ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・個に応じた指導の充実 ・障害のある生徒の指導
- ・海外から帰国した生徒等への適切な指導
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・部活動の意義や留意点
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流 及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

## 現行学習指導要領等の構成4

### 高等学校学習指導要領の構成

#### 第1章 総 則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、 各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習 の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関 する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮す べき事項等について規定

#### 第2章 各学科に共通する各教科

各教科ごとに,目標,内容,内容の取扱いを規定

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、 芸術、外国語、家庭、情報

#### 第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容, 内容の取扱いを規定

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

### 第4章 総合的な学習の時間

### 第5章 特別活動

#### 第1款 教育課程編成の一般方針

- 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

#### 第2款 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の時間の単位数等
- 学校設定教科、科目

#### 第3款 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等

#### 第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
- 2 各教科・科目等の内容等の取扱い
- 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項
  - ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
  - ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
  - ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
  - ・ 道徳教育の全体計画の作成
- 4 職業教育に関して配慮すべき事項
  - ・普通科における配慮事項 ・専門学科における配慮事項 ・進路指導等の充実
- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項
- ・言語活動の充実 ・個々の生徒の特性等の伸張
- ・生徒指導の充実 ・キャリア教育の推進
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・個に応じた指導の充実 ・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・障害のある生徒などへの配慮
- ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導 ・情報モラル、情報活用能力
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 ・部活動の意義と留意点
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

#### 第6款 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定 ・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

# 現行学習指導要領等の構成⑤

#### 特別支援学校幼稚部教育要領

青字は、幼稚園教育要領には示されていない観点

### 第1章 総

則

幼稚部における教育の基本、教育の目標、教育課程 の編成

### 第2章 ねらい及び内容

- ・「健康、人間関係、環境、言葉、表現」のねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるが、指導に当たっては幼児の障害の状態等に十分配慮する。
- ・自立活動のねらい、内容、指導計画の作成と内容の取扱 い

# 第3章 指導計画の作成に当たっての留意事 項

指導計画の作成に当たっての留意事項(一般的な留 意事項、特に留意する事項)

#### 第1 幼稚部における教育の基本

- ・生涯にわたる人格形成の基礎
- ・学校教育法第72条の目的の達成
- ・幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育
- ・幼児の主体的な活動、幼児期にふさわしい生活の展開
- ・幼児の自発的な活動としての遊びを通した指導、幼稚部の教育のねらいの 総合的な達成
- ・幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導
- ・幼児一人一人の行動の理解と予測に基づき、計画的に環境を構成

#### 第2 幼稚部における教育の目標

・家庭との連携を図りながら障害や発達の程度を考慮し、学校生活を通して、 生きる力の基礎を育成するよう、学校教育法第23条に規定する幼稚園教育 の目標の達成と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立 を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培 うこと

#### 第3 教育課程の編成

- ・幼稚部における教育の目標の達成に努めることにより義務教育及びその後 の教育の基礎を培う
- ・創意工夫を生かし、幼児の障害や発達の程度及び学校や地域の実態に即応した適切な教育課程の編成
- ・具体的なねらいと内容の組織
- ・入園から修了に至るまでの長期的な視野をもった充実した生活の展開
- ・教育週数(39週を下回らないこと)・1日の教育時間(4時間を標準とする)

# 現行学習指導要領等の構成⑥

#### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

青字は、小・学校の学習指導要領には示されていない観点

第1章 総 則

第2章 教 科

#### 視覚障害者. 聴覚障害者. 肢体不自由者又 は病弱者である児童に対する教育を行う特 別支援学校

- ・教科の目標、内容は、小学校・中学校学習指 導要領第2章に示すものに準ずるものとする
- ・特に配慮すべき事項について視覚障害、聴覚 障害、肢体不自由、病弱のそれぞれについて 記載

#### 知的障害者である児童に対する教育を行う 特別支援学校

(小学部) 生活、国語、算数、音楽、図画工作、 体育

(中学部) 国語、社会、数学、理科、音楽、美 術、保健体育、職業・家庭、(必要に応じ)外 国語

#### 第3章 特別の教科 道徳

※ 小学部は平成30年度、中学部は平成31年度から

第4章 外 玉 語 活 動

第5章 総合的な学習の時間

活 第6章 特 動 別

第7章 白 立 活 動

#### 第1節 教育目標

小学校、中学校に準じた目標、小学部・中学部を通じて障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図 るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと

#### 第2節 教育課程の編成

#### 第1 一般方針

- 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育・体育・健康に関する指導・自立活動の指導、自立活動と各教科等との関連

#### 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- ・すべての学校で取り扱わなければならない事項 ・発展的内容の指導と留意点
- ・指導の順序の工夫 ・2学年にまたがる目標・内容・複式学級・選択教科の開設
- ・知的障害者である生徒に対する教育を行う中学部における各教科等の履修
- ・知的障害の状態や経験等に応じた指導内容の設定

#### 第3 授業時数等の取扱い

- ・小学校、中学校に準じた総授業時数 ・総合的な学習の時間に当てる授業時数
- ・自立活動の時間に当てる授業時数
  - ・授業週数 ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
- ・各教科、各学年間の相互の関連、系統的・発展的指導 ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- ・合科的・関連的指導 ・個別の指導計画の作成と適切な評価・改善
- ・家庭、地域との連携、学校相互の連携、小学校・中学校の児童生徒との交流及び共同学習、地域の人々等と活動を 共にする機会

#### 2 その他の配慮

- ・個別の指導計画に基づく指導方法や指導体制の工夫改善
- ・重複障害者の指導のための教師間の協力、専門家の指導・助言
- ・言語活動の充実 ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・生徒指導の充実、中学部における進路指導の充実・小学部における学習課題等の選択、自らの将来について考 える機会を設けるなどの工夫、中学部におけるガイダンス機能の充実
- ・児童生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動 ・海外から帰国した生徒等への適切な指導
- ・通学困難な児童生徒に対する教員の派遣を行う場合の指導方法や体制の工夫
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性等に即した教材・教具の工夫
- 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上 ・児童生徒の障害の状態に応じた保健及び安全への留意
- ・家庭及び地域、関係機関との連携を図り個別の教育支援計画の作成
- 第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

#### 特別支援学校高等部学習指導要領

第1章 総 則

第2章 各教科

# 視覚障害者, 聴覚障害者, 肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- ・高等学校学習指導要領第2章に示すものに準 ずるものとするほか、以下の教科を設定
- (視覚障害)保健理療、理療、理学療法
- (聴覚障害)印刷、理容・美容、クリーニング、 歯科技工
- ・特に配慮すべき事項について視覚障害、聴覚 障害、肢体不自由、病弱のそれぞれについて 記載

#### 知的障害者である児童に対する教育を行う 特別支援学校

・ 各学科に共通

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報

・主として専門学科において開設 家政、農業、工業、流通・サービス、福祉

第3章 道

(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学 校)

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

第6章 自 立 活 動

# 現行学習指導要領等の構成で

#### 第1節 教育目標

・学校教育法第72条の目的の実現のため、学校教育法第51条の高等学校の目標、生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

#### 第2節 教育課程の編成

#### 第1款 教育課程編成の一般方針

- 教育基本法、学校教育法等との関係・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康 ・自立活動の指導 ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 視覚障害者, 聴覚障害者, 肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

- ・卒業までに履修させる単位数 ・各学科に共通する各教科、主として専門学科において開設される各教 科 ・学校設定教科、科目 ・各教科、科目及び総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等 第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等
- ・卒業までに履修させる単位数等 ・各学科に共通する各教科等
- ・主として専門学科において開設される各教科 ・学校設定教科
- ・各教科、道徳、及び総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

#### 第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
- 2 各教科・科目等の内容等の取扱い
- ・発展的内容の指導 ・学期の区分に応じた単位ごとの分割 ・基礎的・基本的な事項への重点等内容を適切 に選択した指導 ・生徒の知的障害の状態や経験等に応じた指導内容の設定
- 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項
- ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導 ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- ・個別の指導計画の作成と評価、指導の改善・義務教育段階での学習内容の確実な定着
- ・道徳教育の全体計画の作成 ・家庭や地域社会との連携、学校相互の連携・交流、高等学校の生徒等との交流や共同学習、地域の人々等と活動を共にする機会
- 4 職業教育に関して配慮すべき事項
- ・普通科における配慮事項 ・専門学科における配慮事項 ・進路指導等の充実
- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項
- ・個別の指導計画に基づく指導方法や指導体制の工夫改善等 ・重複障害者への指導 ・言語活動の充実 ・ガイダンス機能の充実 ・生徒指導の充実 ・キャリア教育の推進 ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動 ・学習の遅れがちな生徒などへの配慮 ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導 ・情報モラル、情報活用能力、教材・教具の創意工夫 ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 ・評価による指導の改善、学習意欲の向上 ・実験・実習に当たっての安全と保健への留意 ・家庭や地域、関係機関との連携を図る個別の教育支援計画の作成 ・部活動の意義と留意点 ・特別支援教育のセンターとしての役割等

#### 第5款 単位の修得及び卒業の認定

・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒の単位修得、卒業までに習得させる単位数、各 学年の課程の修了の認定 ・ 知的障害者である生徒の全課程の修了の認定

#### 第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い 第7款 専攻科

10

# (参考)総則の構成の変遷(小学校)

昭和33年	昭和43年	昭和52年	平成元年	平成10年	平成20年
1教育課程の 編成 (授業時数等の取扱 いを含む)	1 教育課程 一般 (授業時数等の取 扱いを含む)	授業時数の 取扱、道徳 教育、体育 等を含め1	1 教育課程編成 の一般方針 (道徳、体育含む)	1 教育課程編成の 一般方針 (道徳、体育含む)	1教育課程編成の 一般方針 (道徳、体育含む)
2指導計画作 成および指 導の一般方 針	2 道徳教育	~8の項目 に整理	2内容等の取扱 いに関する共 通的事項	2内容等の取扱い に関する共通的 事項	2内容等の取扱い に関する共通的 事項
3道徳教育	3 体育		3 授業時数等の 取扱い	3 総合的な学習の 時間の取扱い	3授業時数等の取扱い
			4 指導計画の作 成等に当たっ て配慮すべき 事項	4 授業時数等の取 扱い	4指導計画の作成 等に当たって配 慮すべき事項
				5 指導計画の作成 等に当たって配 慮すべき事項	

※総合的な学習の時間は 総則の一部から独立した章 立てへ移動

# (参考)各教科の目標の示し方の変遷①(中学校数学科の例)

昭和33年	昭和43年	昭和52年	平成元年	平成10年	平成20年
や原理・法則の理解を深め、より進んだ数学的な考え方や処理のしかたを生み出す能力を伸ばす。 2 数量や図形に関して、基礎的な知識の習得と、基礎的な技能の習熟を図り、それらを的確かつ能率的に活用できるようにする。 3 数学的な用語や記号を用いることの意義について理解を深め、それらによって、数量や図形についての性質や関係を簡潔、明確に表現したり、思考を進めたりする能力を伸ばす。 4 ものごとを数学的にとらえ、その解	事にしすこれ 一大学 という はいます という はいます というにいる きょう というにというにいる きょう というにというにといる というにといる というにといる というにといる というにといる というにといる というにといる というにといる というにといる というにといる といる というにといる といる といる といる といる といる といる といる といる といる	数関の理がは、別様の関係を表にある。とは、別様のでは、別様の	数関念理的の事察るなよらる別様・めの事察ると方を進度を表方をると方を進度を表方をもと方を進度を表別を関連力に高学方で育ない。 いい の	数関念理的仕象すと動なよを態置がでは、   一、図基理・対象では、   の基理・対象では、   の表現で、   のので、   のので、   のので、   のので、   ののので、   のののので、   のののので、   ののので、   のののので、   のので、   のののので、   のののので、   のので、   のので、   のので、   のので、   のので、   のので、   のので、   のので、   のので、   ののので、   のので、   ので、   のでで、   のでで、	数学的活動を通して, 数量や図形などに関いるという。 数量を通いででは、数では、数ででは、数ででは、数でででは、数でででは、数ででは、数ででは
とともに、確かな根拠から筋道を立てて考えていく能力や態度を養う。 5 数学が生活に役だつことや、数学と科学・技術との関係などを知らせ、数学を積極的に活用する態度を養う。 以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として数学科の目標をなすものであるから、指導にあたっては、この点を常に考慮しなければならない。		指導内容の精選やや 的なものに絞り、それ 「従前では、各教科の目 が網羅的になれば指導」 標と人間形成の関連を一	る教科目標の示し方の 集約化、領域区分の整理を達成するための指導 標は、総括的な目標の外に 内容もそれに応じて網羅的 一層明確にし、その中核とな な事項を確実に身につける 期待することとされた」	里統合と合わせ、各教科 項を基礎的・基本的な 二具体的な目標を数項目設 になる傾向が見られた。そ さるものに限定して総括的は せることを通して、児童生	ものに精選した。 设けていたが、目標 こで、各教科の目 こ示した。(略)
5点の目標を示しつつ、その目標 同士の関係について説明	総括的な目標の下に4つの具体的目標を並べ、重点的なものに絞るために5点目の目標を割愛	数学教育の目標と して中核的なもの に限定して総括的 に示す	「数学的な見方や 考え方のよさ」を 強調	「数学的活動の 楽しさ」を追記	知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成と、数学の学習に主体的に取り組む態度を養うことにバランスよく取り組む観点から

の修正

12

# (参考)各教科の目標の示し方の変遷②(小学校国語科の例)

昭和33年	昭和44年	昭和52年	平成元年	平成10年	平成20年
1. 日常生活に必要な国語の能力を養い、思考力を伸ばし、心情を豊る。 2 経験をはい、言語生活の向上を求め、また、第一、ないのでは、また、ないでは、また、ないでは、また、ないでは、また、ないでは、また、ないでは、また、ないでは、また、ないでは、は、ないでは、は、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	生に養度こ1 2 現にす 割活を 深国育な現尊 お話の とこし には いまい の会態 心養度 正力る という という はいます のの でとにし いい はい のの でといい はい のの	指導内容の精選や 的なものに絞り、そ 「従前では、各教科の が網羅的になれば指 標と人間形成の関連 これらの基礎的・基本	語を尊重する態度を育てる。  おける教科目標の示した や集約化、領域区分の れを達成するための指 の目標は、総括的な目標の 導内容もそれに応じて網 を一層明確にし、その中核	)整理統合と合わせ、各教	<b>なものに精選した。</b> 設けていたが、目標 そこで、各教科の目 に示した。(略)
4点の目標を示しつつ、その目標 同士の関係について説明されてい た。	総括的な目標と4つの具体的目標が並べられていた。	教育の目標とし て中核的なもの に限定し総括的 に示す	「思考力や想像 力」を追加	「表現」を「理解」の前に移動 「伝え合う力を高める」を追加	変更なし

# (参考)各教科の目標の示し方の変遷③(高等学校外国語科の例)

昭和35年	昭和45年	昭和53年	平成元年	平成11年	平成21年
<ol> <li>外国語の音声に習熟させ、聞く能力および話す能力を養う。</li> <li>外国語の基本的な語法に習熟させ、読む能力および書く能力を養う。</li> <li>外国語を通して、その外国語を日常を得させる。</li> <li>以上の目標の各項目は、相互に解を得させる。</li> <li>以上の目標の各項目は、相互に所外国語」の目標をおすものであり、「外国語」の各科目の目標のもってある。指導にあたっては、各科目の目標とともに教ならない。</li> </ol>	外能の意味を理解である。 国語をでは、あるをです。 国語をであるをである。 国語をであるが、のでは、のでは、のでは、のでは、できる。 のでは、できるが、できる。 のでは、できるが、できる。 のでは、できるが、できる。 のでを。 ので。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のでを。 のできる。	指導内容の精選や 的なものに絞り、そ 「従前では、各教科の が網羅的になれば指標と人間形成の関連 これらの基礎的・基本	おける教科目標の示したのや集約化、領域区分の れを達成するための指 の目標は、総括的な目標の 導内容もそれに応じて網 を一層明確にし、その中核	ミュニケーション能力を養う。 を養う。 整理統合と合わせ、各教科 導事項を基礎的・基本的な 外に具体的な目標を数項目 羅的になる傾向が見られた。 をとなるものに限定して総括的 かけさせることを通して、児童生	<b>はものに精選した。</b> 設けていたが、目標 そこで、各教科の目 に示した。(略)
		教育の目標として中核的なものに限定し総括的に示す	外国語で積極的 にコミュニケーションを図 ろうとする態度、 国際理解につい て追記	コミュニケーション能力に係る記述を追記	「コミュニケーション能力」に係る記述の変更

# 各教科等における学年ごとの目標及び内容の示し方(小学校)

◆各学年の目標及び内容について、教科等によっては、単一の学年ごとに示しているもの、2学年まとめて示しているもの、学年ごとに分けずに示しているものがある。各教科等における示し方は以下の通り。

国語

音楽

図画工作

体育

【第1学年及び第2学年】【第3学年及び第4学年】【第5学年及び第6学年】

社会

理科

【第3学年及び第4学年】【第5学年】【第6学年】

算数

【第1学年】【第2学年】【第3学年】【第4学年】【第5学年】【第6学年】

生活

【第1学年及び第2学年】

家庭

【第5学年及び第6学年】

外国語活動

※各学年の目標については規定なし。内容は【第5学年及び第6学年】まとめて規定。

総合的な学習の時間

※各学年の目標及び内容については各学校において定めるとしている。

道徳

※各学年の目標については規定なし。

内容は【第1学年及び第2学年】【第3学年及び第4学年】【第5学年及び第6学年】に分かれている。

特別活動

※各学年の目標及び内容についての規定はなく、各活動ごとの目標及び内容を定めている。

(学級活動) 内容は【第1学年及び第2学年】【第3学年及び第4学年】【第5学年及び第6学年】に分かれている。

(児童会活動) (クラブ活動) (学校行事) については、内容も学年ごとに分けずに規定。

※クラブ活動については「主として第4学年以上の同校の児童を持って組織するクラブにおいて…」と記載されている。

◆社会の例(イメージ) 第1 目標 社会生活について・・・ 第2 各学年の目標及び内容 【第5学年】【第6学年】 【第3学年及び第4学年】 1 目標 1 目標 1 目標 (1)... (1) • • •  $(1) \cdots$  $(2)\cdots$  $(2)\cdots$ 2 内容 2 内容 2 内容 (1) • • • (1) • • •  $(1) \cdots$  $(2)\cdots$  $(2)\cdots$  $(2)\cdots$ 

# 各教科等における各学年の目標及び内容の示し方(中学校)

◆各学年の目標及び内容について、教科等によっては、単一の学年ごとに示しているもの、2学年まとめて示しているもの、学年 ごとに分けず、各分野ごとに分けて示しているものなどがある。各教科等における示し方は以下の通り。

国語

数学

【第1学年】【第2学年】【第3学年】

社会

理科

技術・家庭

- ※各学年の目標及び内容は規定はなく、各分野ごとの目標及び内容を定めている。
- ※社会においては、「内容の取扱い」で、「第1、第2学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させることを。」と規定されている。
- ※理科においては、各分野ごとの「内容の取扱い」で、どの項目をどの学年で取り扱うものとするかについての規定がある。

音楽

美術

【第1学年】【第2学年及び第3学年】

#### 保健体育

(体育分野) 【第1学年及び第2学年】【第3学年】

(保健分野) ※各学年の目標及び内容については学年ごとに分けずに規定。

#### 外国語

※各学年の目標及び内容については学年ごとに分けずに規定。

ただし、言語活動については、各学年ごとに配慮すべき事項が示されている。

#### 道徳

※各学年の目標及び内容については規定なし。

#### 総合的な学習の時間

※各学年の目標及び内容については各学校において定めるとしている。

#### 特別活動

※各学年の目標及び内容についての規定はなく、各活動ごとの目標及び内容を定めている。

#### ◆音楽の例(イメージ) 第1 目標 社会生活について・・・ 第2 各学年の目標及び内容 【第2学年及び第3学年】 【第1学年】 1 目標 1 目標 $(1) \cdots$ (1)... $(2)\cdots$ $(2)\cdots$ 2 内容 2 内容 (1) • • • (1)... (2) ... $(2)\cdots$

# (参考)教育課程と指導計画等について

### 教育課程について

〇「教育課程」の定義、意義について、学習指導要領の本体に記載はなく、解説の中で、教育課程の意義に ついて以下のように言及している。

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、<u>学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画</u>であると言うことができる。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

・・・ 以上のことを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

<小学校学習指導要領解説 総則編>

### 全体計画と指導計画について

### 指導計画

指導計画は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。 指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

<小学校学習指導要領解説 総則編>

### 全体計画

学習指導要領では、<u>道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動</u>について、学校としての全体計画に基づいて、それぞれの指導計画を作成することとされている。

#### <道徳> 小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 (平成27年3月一部改訂)より

各学校においては、**道徳教育の全体計画**に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、**道徳科 の年間指導計画**を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

#### <総合的な学習の時間> 小学校学習指導要領 第5章 総合的な学習の時間 より

- 1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) **全体計画及び年間指導計画**の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。 <略>

#### <特別活動> 小学校学習指導要領 第6章 特別活動 より

- 1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や 児童の発達の段階 などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳、外国語活動及び 総合的な学習の時間などの指導との関連を 図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(注)なお、いわゆる全体計画には、学習指導要領に規定されているもののほか、法令や法令に基づく計画等で作成することを求めているもののほか、各学校独自で作成しているもの、各教育委員会等が作成することとしているものなどがある。また、児童生徒への指導だけでなく、学校の管理運営や教職員の研修等を含めるものもある。

# (参考)様々な告示の形式の例

法令に根拠のある告示であっても、その示し方は様々な形のものがある。

#### (前文を置き作成趣旨等を示している例)

〇ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成25年2月8日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)

#### 前文

科学研究の推進は、人々が健やかで心豊かに生活できる社会を実現するための重要な課題である。その中で、20世紀後半に開始されたヒトゲノム・遺伝子解析研究は、生命科学及び保健医療科学の進歩に大きく貢献し、人類の健康や福祉の発展、新しい産業の育成等に重要な役割を果たしている。

一方、ヒトゲノム・遺伝子解析研究は、個人を対象とした研究に大きく依存し、また、研究の過程で得られた遺伝情報は、提供者(ヒトゲノム・遺伝子解析研究のための試料・情報を提供する人)及びその血縁者の遺伝的素因を明らかにし、その取扱いによっては、様々な倫理的、法的又は社会的問題を招く可能性があるという側面がある。そこで、人間の尊厳及び人権を尊重し、社会の理解と協力を得て、適正に研究を実施することが不可欠である。また、世界医師会によるヘルシンキ宣言等に示された倫理規範を踏まえ、提供者個人の人権の保障が、科学的又は社会的な利益に優先されなければならないことに加えて、この側面について、社会に十分な説明を行い、その理解に基づいて研究を実施することが求められている。

本指針は、これらの状況を踏まえ、ヒトゲノム・遺伝子解析研究一般に適用されるべき倫理指針として、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省において共同で作成し、社会に提示するものである。また、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に多様な形態があることに配慮して、本指針においては基本的な原則を示すこととし、研究者等が研究計画を立案し、その適否について倫理審査委員会が判断するに当たっては、この原則を踏まえつつ、個々の研究計画の内容等に応じて適切に判断することが求められる。

なお、個人情報保護に関し、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う機関においては、民間企業、行政機関、独立行政法人等の区分に応じて適用される個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)及び個人情報の保護に関する法律第11条第1項の趣旨を踏まえて地方公共団体において制定される条例を遵守する必要があることに留意しなければならない。

#### ン 前文

#### 第1 基本的考え方

- 1 基本方針
- 2 本指針の適用範囲

#### 第2 研究者等の責務

- 3 全ての研究者等の基本的な責務
- 4 研究を行う機関の長の責務
- 5 研究責任者の責務
- 6 海外との共同研究

#### 第3 提供者に対する基本姿勢

- 7 インフォームド・コンセント
- 8 遺伝情報の開示
- 9 遺伝カウンセリング

#### 第4 倫理審査委員会

10 倫理審査委員会の責務及び構成

#### 第5 試料・情報の取扱い等

- 11 他の研究を行う機関への試料・情報の提供等
- 12 匿名化された情報の取扱い
- 13 試料・情報の保存及び廃棄
- 14 研究を行う機関の既存試料・情報 の利用
- 15 外部の機関の既存試料・情報の利 用

#### 第6 個人情報の保護

- 16 保護すべき個人情報
- 17 安全管理措置
- 18 個人情報の取扱い
- 19 個人情報の開示等
- 20 個人情報管理者の責務

#### 第7 用語の定義

- 21 用語の定義
- (1) 試料•情報
- (2)診療情報
- (3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究
- (4)遺伝情報
- (5) 匿名化
- (6) 個人情報管理者
- (7) インフォームド・コンセント
- (8) 代諾者等
- (9)研究を行う機関
- (10) 試料・情報の提供が行われる 機関
- (11) 試料・情報の収集・分譲を行う機関
- (12) 共同研究機関
- (13) 外部の機関
- (14) 倫理審査委員会
- (15) 研究者等
- (16) 研究責任者
- (17) 研究担当者
- (18) 提供者
- (19) 遺伝カウンセリング
- (20) 既存試料・情報

#### 第8 見直し

- 22 見直し
- 第9細則
  - 23 細則
- 第10 施行期日
  - 24 施行期日
- 第11 経過措置
  - 25 経過措置

## (参考)様々な告示の形式の例

### (法律等の形式をほぼ踏襲している告示の例)

- 〇自動車運転者の労働時間等の改善のための基準
- (制定 平成元年労働省告示第7号、最終改正平成12年労働省告示第120号)

(目的等)

- 第1条 この基準は、自動車運転者(労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「法」という。)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業 又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)であって、四輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とする。
- 2 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならない。
- 3 使用者は、季節的繁忙その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。
- (一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)
- 第2条 使用者は、一般乗用旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)に従事する自動車運転者(隔日勤務に就くものを除く。この項において同じ。)の拘束時間(労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。以下同じ。)及び休息期間(使用者の拘束を受けない期間をいう。以下同じ。)については、次に定めるところによるものとする。
- 一 1箇月についての拘束時間は、299時間(顧客の需要に応ずるため常態として車庫等において待機する就労形態(以下「車庫待ち等」という。)の 自動車運転者について、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合に おいては労働者の過半数を代表する者との書面による協定(以下「労使協定」という。)があるときは、322時間)を超えないものとすること。
- 二 1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。)についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度(以下「最大拘束時間」という。)は、16時間とすること。ただし、車庫待ち等の自動車運転者について、次に掲げる要件を満たす場合には、この限りでない。
  - イ 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。
  - ロ 1日についての拘束時間が16時間を超える回数が、1箇月について7回以内であること。
  - ハ 1日についての拘束時間が18時間を超える場合には、夜間4時間以上の仮眠時間を与えること。
- 二 1回の勤務における拘束時間が、24時間を超えないこと。
- 三 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること。

(以下略)

#### 特別支援教育部会における検討事項について(案)

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提に、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子供たちの自立と社会参画を一層推進するため、以下の事項を検討してはどうか。

- 1. 特別支援教育における、
- ① 社会に開かれた教育課程、育成すべき資質・能力、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った指導、カリキュラム・マネジメントの在り方。
- 2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、
- ① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。
- ② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。
- ③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」 の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。
- ④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確化。
- ⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の 充実。
- 3. 特別支援学校において、
- ① 幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実。
- ② これからの時代に求められる資質能力を踏まえた、障害のある幼児児童 生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実。
- ③ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。
- 4. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、
- ① 子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現

### 特別支援教育部会における検討状況(第4回まで)

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育について

特別支援教育部会に	特別支援教育部会における主な意見
おける検討事項	
① 各教科等の目標	【現状】
を実現する上で	- ・学習指導要領の総則において「個々の児童の障害の状態等に応し
考えられる困難	じた指導内容や指導方法の工夫を計画的,組織的に行うこと」
さに配慮するた	と規定。
めに必要な支援	・学習指導要領解説(総則編)において、 <b>障害別の配慮</b> を例示。
の改善・充実。	【主な意見】
	学習の過程で考えられる困難さに配慮した指導ができるよう、
	○総則だけではなく、 <b>各教科等においても配慮の例を示す</b> ことが
	 必要ではないか。
	○総則及び各教科等において示す際には、障害別の配慮のみなら
	ず、 <b>学習の過程で考えられる困難さに対する配慮の例を示す</b> こ
	とが考えられるのではないか。
	○また、困難さを克服するとともに、得意な分野を伸ばすことへ
	の配慮も示していく必要があるのではないか。
② 通級による指導	【現状】
や特別支援学級	≪通級による指導、特別支援学級ともに≫
の意義、それらの	・通級による指導や特別支援学級の目的や内容については、別途、
教育課程の取扱	<b>学校教育法施行規則及び文部科学省告示で規定</b> 。(このため、学
いについての改	習指導要領では、通級による指導や特別支援学級の教育課程の
善・充実。	取扱い等に関する規定は設けられていない。)
	≪通級による指導≫
	・文部科学省告示において、障害に応じた特別の指導は、障害の
	状態の改善又は克服を目的とする指導と規定。
	・学習指導要領解説において、指導に当たっては、特別支援学校
	<b>における指導領域「自立活動」を参考として</b> 、個々の児童生徒
	の障害の状態等に応じて目標・内容を定め、学習活動を実施す
	ることを記述。
	・ <u>高等学校における指導については</u> 、現在、 <u>「高等学校における特</u>
	別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において検討

を行っており、この検討経過を踏まえ、特別支援教育部会や総則・評価特別部会において、教育課程全体の改訂の議論の中で検討を行う予定。

#### ≪特別支援学級≫

・文部科学省通知及び学習指導要領解説において、特別支援学級における指導に当たって、特別の教育課程を編成する場合は、 必要に応じて、特別支援学校小・中学部学習指導要領を参考と して、実情に合った教育課程を編成することを記述。

(学習指導要領解説で示している例)

- ・特別支援学校の「自立活動」を取り入れる
- ・各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- ・特別支援学校(知的障害)の各教科の一部又は全部に替える など

#### 【主な意見】

≪通級による指導≫

通級による指導の充実を図るとともに、通級による指導と各教 科等の指導との関連が明らかになるよう、

○学習指導要領の総則において、**通級による指導の目標・内容や、 教育課程の構造等、配慮事項等を示す**ことが必要ではないか。

#### ≪特別支援学級≫

小・中学校教育の目標や内容を達成するとともに、学級の実態 や児童生徒の障害の程度等を踏まえた、実情に合った教育課程が 編成できるよう、

○学習指導要領の総則において、特別支援学級における教育課程 の基本的な考え方や編成の方針等を具体的に示すことが必要ではないか。

③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。

#### 【現状】

≪合理的配慮<sup>※</sup>の提供≫

・障害者の権利に関する条約(平成 19 年 9 月日本国署名)を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(平成 24 年 7 月)において、合理的配慮の観点(3 観点 11 項目、参考資料 P 11 参照)を示し、各学校における合理的配慮の提供を周知。

- ・障害者差別解消法の施行(平成 28 年 4 月)に伴い、合理的配慮の提供について、国や地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務が課される。
  - ※権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。

#### ≪個別の指導計画、個別の教育支援計画≫

- ・学習指導要領総則において、障害のある幼児児童生徒などに対して、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や 指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが例示されている。
- ・作成する必要がある幼児児童生徒に対する作成状況は、小・中学校においては作成が進んでいたが、幼稚園、高等学校においては作成状況に課題。

#### 【主な意見】

- ≪合理的配慮の提供≫
- ○合理的配慮の考え方(合理的配慮の観点、意思の表明から提供 までの留意点など)を示す必要があるのではないか。
- ○合理的配慮が継続的に提供できるよう、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する際にも、合理的配慮の提供について記述することが必要ではないか。
- ≪個別の指導計画、個別の教育支援計画≫
- 通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する 児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとしてはどうか。
- ○「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の 留意点(実態把握から評価改善など)を示すことが必要でない か。

### ④ 特別支援教育コ

ーディネーター を中心とした校 内体制の確立等 の観点等の明確

#### 【現状】

・学習指導要領総則において、個々の幼児児童生徒の障害の状態 等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う こととし、学習指導要領解説において、特別支援教育コーディ ネーターを中心とした校内体制の在り方を示している。 化。

・校内委員会の設置状況及び特別支援教育コーディネーターの指名状況は小・中学校ではおおむね100%(幼稚園での設置・指名はそれぞれ約60%、高等学校では約85%)。

#### 【主な意見】

特別支援教育に係る組織的な対応が一層充実されるよう、

- ○特別支援教育コーディネーターの役割は不可欠となっており、 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制等の在り 方(特別支援教育に係る校内委員会の設置、教務や生徒指導等 との連携など)を示す必要があるのではないか。
- ⑤ 共生社会の形成 に向けた障害者 理解の促進、交流 及び共同学習の 一層の充実。

#### 【現状】

- ・総則において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習 や(中略)を設けることと規定。
- ・幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校において、それぞれの学校の教育課程に位置付け、計画的な交流及び共同学習を 実施。

#### 【主な意見】

- ○学習指導要領総則の一般方針において、<u>共生社会の形成に向け</u> た障害者理解の促進を示す必要があるのではないか。
- ※交流及び共同学習の理念や取組を共有すること(事例集等の作成など)や、交流及び共同学習を通して育む力と教育課程との関係、特別支援教育コーディネーターを中心とした実施体制の在り方等について、引き続き、特別支援教育部会で検討する必要。
- ※幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、子供たち一人 一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現について は、今後、特別支援教育部会で検討した上で、総則・評価特別部会において検 討を行う予定。

## 特別支援教育にかかわる教育課程(概要)

#### 通常の学級

#### 通級による指導

#### 特別支援学級

### 特別支援学校

〇幼稚園教育要領、小・ **領に基づいて教育課程を** 編成。

適切な配慮の下に指導を 行う。

○小・中学校の学習指導要○基本的には、小・中学校○特別支援学校教育要領、

〇障害の状態等に応じて、〇小・中学校の教育課程に 〇特に必要がある場合に 加え、又はその一部に替えは、小・中学校の教育課程 て特別の教育課程(通級に に替えて、特別の教育課 できる。

> |※通常の学級で各教科等の指導を||※特別の教育課程を編成すると| 導の場(通級指導教室)で受けるこ とができる。

※通級による指導に係る授業時数 は、年間35~280単位時間(学習 障害及び注意欠陥多動性障害の児 童生徒については、年間10~280 単位時間)を標準とする。

て教育課程を編成。

よる指導)を編成することが 程を編成することができる。

のでなければならない。

|中·高等学校の学習指導要|領に基づいて教育課程を編|の学習指導要領に基づい |学習指導要領に基づいて教 育課程を編成。

> ※幼稚園に準ずる領域、小学校、中 受けながら、障害に応じた特別の指しても、学校教育法に定める小・中学校及び高等学校に準ずる各教科、 導(自立活動の指導等)を特別の指学校の目的及び目標を達成するも特別の教科である道徳、特別活動、 総合的な学習の時間のほか、障害に よる学習上又は生活上の困難の改 善・克服を目的とした領域である「自 立活動」で編成している。

> > ※知的障害者である児童生徒に対 する教育を行う特別支援学校の各教 科については、別に示している。

その者の障害の状態(※)、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制 の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会 が総合的に判断し、就学先を決定する。

※障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大 鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」であり、通級による指 導の対象となる障害の程度は「·・・通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とす るもの」である。

## 幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育について

#### 【学校教育法】 第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- ② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
- 一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- ③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

#### 【学習指導要領】

	障害のある幼児児童生徒への指導上の配慮
幼稚園教育 要領 (第3章-第1-2)	(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
小学校 中学校 学習指導要領 (第1章-第4-2)	(7) 障害のある児童(生徒)などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
高等学校 学習指導要領 (第1章- 第5款-5)	(8)障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

## 「通級による指導」に係る教育課程について(法令)

### 【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち当該**障害に応じた特別の指導を行う**必要があるものを教育 する場合には、**文部科学大臣が別に定めるところ**により、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並 びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

### 【平成5年1月28日文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第140条各号の一に該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。)に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童または生徒の障害に応じた特別の指導(以下「障害に応じた特別の指導」という。)を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、<u>障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるとき</u>は、**障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む**ものとする。
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童 又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児 童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

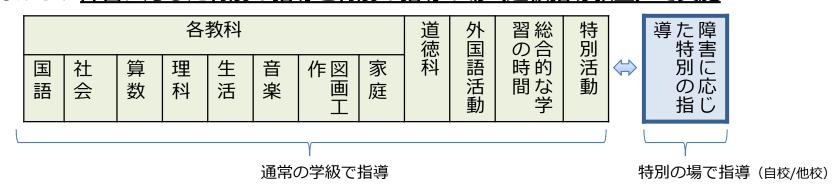
### 【小学校学習指導要領解説 総則編】

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

### 「通級による指導」に係る教育課程について

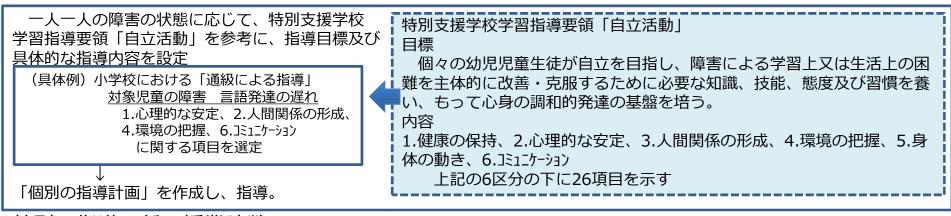
#### 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、**障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で実施** 



### 障害に応じた特別の指導の内容

特別の指導を行う場合は、<u>特別支援学校小・中学部学習指導要領の「自立活動」の目標・内容</u> <u>を参考</u>として実施。



#### 特別の指導に係る授業時数

年間35~280単位時間(学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10~280単位時間)を標準

## 特別支援学級に係る教育課程について(法令)

### 【学校教育法施行規則】

第百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条<u>までの規定にかかわらず</u>、特別の教育課程によることができる。

### 【通知】

(「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について(通知)」(20文科初第1307号平成21年3月9日 文部科学省初等中等教育局長)

小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)において<u>特別支援学級における指導</u>又は通級による指導<u>を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条</u>又は同規則第140条<u>の規定に基づき特別の教育課程によることができる</u>ことから、<u>必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する</u>

### 【小学校学習指導要領解説 総則編】

学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

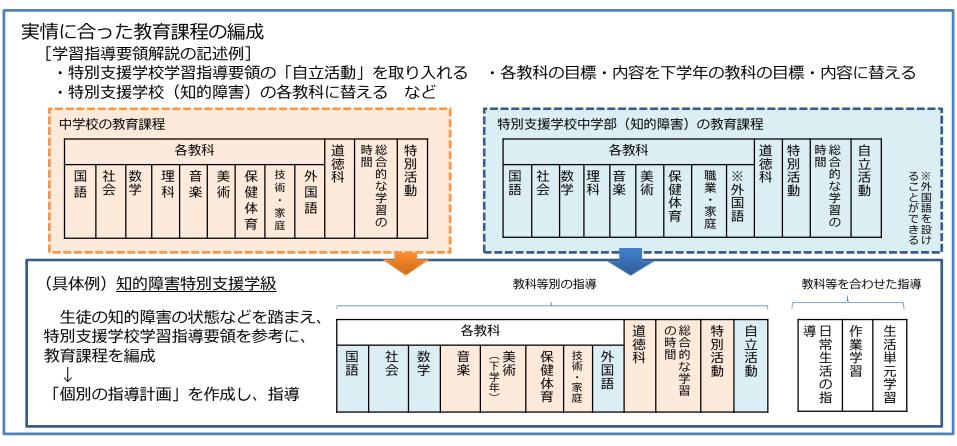
この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

### 特別支援学級に係る教育課程について

### 特別支援学級

特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成することを基本とし、 特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することが可能。

特別の教育課程を編成する場合は、<u>特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実</u> 情に合った教育課程を編成。特別の教育課程を編成する場合も、学校教育法に定める小・中学校 の目的及び目標を達成するものでなければならない。



特別支援学級の1学級の編制

15人以下を標準。

## 自立活動について

# 目的

個々の児童又は生徒が自立を目指し、

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・ 克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、

もって心身の調和的発達の基盤を培う。

※「特別支援学校小中学部学習指導要領」より。幼稚部、高等部も同様の記述。

# 内容とその取扱い

- ・個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が6区分26項目で示されている。
- ・幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

# 自立活動の内容の6区分26項目について

1	健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。		
		(2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。		
		(3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4)健康状態の維持・改善に関すること。		
2	心理的な安定	(1)情緒の安定に関すること。		
		(2)状況の理解と変化への対応に関すること。		
		章害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。		
3	人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。		
		(3)自己の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。		
4	環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関すること。		
		(2)感覚や認知の特性への対応に関すること。		
		(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。		
		(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。		
		(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。		
5	身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。		
		(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。		
		(3)日常生活に必要な基本動作に関すること。		
		(4)身体の移動能力に関すること。		
		(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。		
6	コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。		
		(2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。		
		(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。		
		(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。		

## 自立活動について

#### 教育基本法 第4条

2 国及び地方公共団体は、障害 のある者が、その障害の状態に応 じ、十分な教育を受けられるよう、 教育上必要な支援を講じなければ ならない。

### 学校教育法施行規則 第140条

小・中学校等において、障害に応じ た特別の指導を行う必要があるも のを教育する場合は、特別の教育 課程によることができる。

#### 学校教育法施行規則 第138条

小・中学校等における特別支援学 級に係る教育課程については、(中 略)特別の教育課程によることがで きる。

### 学校教育法施行規則 第126条

小学部の教育課程は、各教科、道 徳、外国語活動、総合的な学習の 時間、特別活動並びに自立活動に よつて編成する

### 教科別の指導

調和のとれた育成



心身の調和的発達の基盤を培う

算数(体積):平面での理 解が困難な児童に対し、 積み木でイメージ化

- ・発達の遅れや不均衡を改善
- ・発達の進んでいる側面を更に伸ばし、遅れている側面を補う

### 通級による指導

通常の学級

(支援)

目立活動

(学習指導要領)「教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」 ("解説総則編) 3その他の教育課程編成の特例(2)通級による 指導の場合「(中略)障害による学習上又は生活上の困難の改善・克 服を目的とした自立活動の内容を取り入れる(中略)

### 特別支援学級

(学習指導要領) 「教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」 ("解説総則編) 3 その他の教育課程編成の特例(1)特別支援学級の場 合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした自 立活動の内容を取り入れたり(中略)

### 特別支援学校

(学習指導要領) 自立活動に充てる授業時数は適切に定める

( "解説自立活動編) 時間の指導を要として教育活動全体を通じて指導

## 合理的配慮について

### 【「合理的配慮」の定義】

- 〇 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使 することを確保するために、
  - ・ 学校の設置者及び学校が<u>必要かつ適当な変更・調整を行うこと</u>
  - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に 個別に必要とされるもの
  - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、<u>均衡を失した</u> 又は過度の負担を課さないもの

(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

## 合理的配慮の観点について

### 学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

### ①教育内容•方法

- ①-1 教育内容
  - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
  - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
  - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
  - ①-2-2 学習機会や体験の確保
  - ①-2-3 心理面・健康面の配慮

### ②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

### ③施設•設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

## 合理的配慮について(障害者権利条約、障害者差別解消法)

- ●障害者権利条約(H26.1 批准)
  第24条
- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
  - (c) 個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。
- ●障害者差別解消法(H28.4.1施行)
- 第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
  - 2 <u>行政機関等は</u>、その事務又は事業を行うに当たり、**障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合**において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ<u>合理的な配慮をしなければならない</u>。
- 第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、(・・・第7条第1項に同じ・・・)。
  - 2 <u>事業者は</u>、その事業を行うに当たり、(・・・第7条第2項に同じ・・・) 必要かつ<u>合理</u> <u>的な配慮をするように努めなければならない</u>。

合理的配慮について(28.4.1~)

- ○国公立学校など ⇒ 行政機関等 ⇒ 法的義務
- ○学校法人など ⇒ 事業者 ⇒ 努力義務

## 合理的配慮の例

# 視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。

黒板に近づけば文字は読める。

- ○廊下側の前方の座席
- 〇教室の照度調整のために カーテンを活用
- 〇弱視レンズの活用

# 肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。 エレベーターの設置が困難。

- 〇教室を1階に配置
- 〇車いすの目線に合わせた 掲示物等の配置
- 〇車いすで廊下を安全に移動 するための段差の解消

# 学習障害(LD)のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



- 〇板書計画を印刷して配布
- 〇デジタルカメラ等※による板書撮影
- 〇ICレコーダー等※による授業中の

教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意

# 聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

- 〇教室前方・右手側の座席配置 (左耳の聴力を生かす)
- OFM補聴器の利用
- 〇口形をハッキリさせた形での会話 (座席をコの字型にし、他の児童の 口元を見やすくする 等)

## 個別の指導計画と個別の教育支援計画について

# 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程 や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、<u>具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに</u> 対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

## 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人の二一ズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

(参考)小学校学習指導要領 第1章総則 第4 (抜粋)

(7)障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば 指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための 計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方 法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、 教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

\* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述がある。

特別支援学校	全ての幼児児童生徒を対象に作成(義務付け)			
幼•小•中•高	障害のある幼児児童生徒において作成することが望ましい(努力義務)			
作成状況(H26)	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
個別の指導計画	47. 3%(76. 6%)	92. 5%(98. 1%)	83. 7%(95. 6%)	27. 2%(67. 1%)
個別の教育支援計画	38. 6%(65. 9%)	78. 6%(87. 7%)	71. 9%(86. 4%)	23. 2%(59. 3%)

<sup>\*()</sup>内は作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

## 個別の指導計画の例

言語障害通級指導学級 〇〇立〇〇小学校 <当教室担任> <在籍学校・学級> <担任> <通級形態> <児童名> 〇〇小学校3年〇組 00 00 00 00 週1回 2単位時間 00 00 <本児の願い> <保護者の願い> 言葉を覚えたい。 言葉で自分の気持ちなどを伝えられるようになり、言いたいことが言えな くてイライラしたりしなくなってほしい。 ○身近なものについての語彙を増やし、言葉のイメージを豊かにする。 目標 ○言葉で状況や自分の気持などをできるだけ詳しく伝えられるようになる。 ○得意なことを通して、集中して取り組む気持ちや自信をつける。 ねらい 学習内容 価 (1) 身近なもの、動作 (1) 絵カードや情景を描 (1)名称が出てこない場合は、「何をするもの?」といった質問 をすると身振りを交えながら、「こうやってこうするもの」「 や状態を表す言葉 いた絵について、出て こうやってはさむ。」とたどたどしいながらも、説明すること 等を覚える。 くる語彙を覚えたり、 ができました。 (2) 2~3人の人がや 説明したりする。 (2)「どうして?」「その後は?」「どう思った?」等と一つ一つ りとりをしている (2)状況の絵を見て文章 丁寧に質問していくことで、文章をつなげていくことができ 絵を見て、文章化す にする。また、できた ました。また、後から思いついた文と前に言った文を「誰が?」 る。前後の状況を絵 文を前後のつながりを 等一つ一つ確認していくことで、時系列に並べていくことが にして、説明する。 確認しながら組み立て できました。 (3) 覚えた語彙や前後 る。 (3) 意欲的に取り組み、状況絵は3コマ漫画のように吹きだしを の状況を得意な絵 (3) 覚えた語彙や状況の つけるなどしていました。 で表す。 前後を絵にして説明す (1) 語彙を増やし、自分 (1)(3)テーマに沿った言 (1)(3)毎回テーマを決めて、それについて思いつく言葉を考えま した。言葉を思いつかないが自分の考えがある場合には、絵で の考えを説明できる 葉を考えたり、説明し 表してもよいことを伝えました。はじめは、現実にはないもの たりする。言葉で説明 ようになる。 を考え出して絵にしていました。名称が想起できないものや、 (2) 言葉のイメージを できないことは、絵で 想像上のものについては、自分で説明するよう促しました。得 豊かにする。 表す。 意な絵を使った学習であったことや、自分の想像したものを伝 (3) 言葉で説明できな (2) "にせもの外国語クイ えたいという気持ちが大きかったこともあるのか、意欲的に取 いことを絵で表す。 ズ"(「タベモノササー り組みました。 ル」といった造語が何 期 (2) 当初は、指導者が考えたものが正解でそれと違っていると× を示しているのか考え であると思っていた様子でしたが、回数を重ねるうちに、いろ る。この場合の答えは いろな考え方があることが分かった様子で、「あー、そっちは 「フォーク」「ようじ」 そう考えたんだ。俺はこう思った。」というように柔軟に捉え など) ることができるようになりました。 (1)テーマに沿った言葉 (1) 言葉集めでは、テーマに沿った言葉を考えました。語彙が思 (1) 語彙を増やし、言葉 集めクロスワード、さ い浮かばないときには図示したり、「こんなもの」と形や用途 のイメージを豊かに などを表現したりするなど、相手に伝えようとする意欲が感じ かさま言葉を作るな する。 られるようになりました。クロスワードパズル等では、問題文 (2)課題に沿った文を → p147 参照 の意味が理解できないことがありました。指導者が解いてみせ 書くことで、語彙を ると「あーそういうこと。」と理解して取り組みました。 増やしたり、文を構 (2)いろいろな文を書く。 (2) いろいろなやり方で文を書くことで、文章を書くことに慣れ 成したりする力をつ (主語・目的語・述語 てきました。指導者と自分の表現を比べてみるなど意欲的に取 をそれぞれ書き、組み ける。 り組みました。 (3) 自分の言いたいこ 合わせを変えて、文に (3) "冬休みの話""作品展について"など、毎回、指導のはじ する、指導者と一文ず ■葉を想起できないときに

> 東京都教育委員会「特別支援学級の教育課程編成の手引」から http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/23tokushi kyoikukatei/01.pdf

# 個別の教育支援計画の例

#### 個別の教育支援計画の書式例

	ふりがな		_		作 別
児童・生徒	氏 名				
担 任	氏 名				
在籍校	,		学校	年	糸且
		現在・将来につい	ハての希望		
児童·生徒					
保護者		<del>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</del>			
		支援の目 必要と思われる	・教育的支 の内容と	ける児童・生徒への支援 援(適切な指導及び必 : 指導者の役割分担 尊計画」での具体的な打	要な支援)
		学校の支	<del> </del>		
		家庭の支	<ul><li>家庭にお</li></ul>	さける児童・生徒への支 さける児童・生徒への支	
/ 家庭生活	支援機関: 支援内容:	支援機関の	担当者:	jų.	直絡先:
余暇・/	支援機関: 支援内容: 支援機関: 支援内容:		地域生活における支援 ・ヘルパー、ボランテ 放課後活動等への参 ・ショートステイ等の		或活動、 _
地域生活	支援機関: 支援内容:		・家族への必要な支援	・その他	
医療・健康/_ 教育相談等	支援機関: 支援内容: 支援機関: 支援内容: 援内容:	価と課題	医療・健康面での支援 ・主治医の定期的な診 ・医療的ケア ・通院 ・機能訓練 など	察	
	IN COURT		・ 機能訓練 など 録(予定も含む)		
3 時	参加者		協議内容•引継事項	等	
作	成日 平成	年 月	- <新規・更新( 回 校 長 作成担当	1) >	

平成 年 月 日 氏名\_\_\_\_\_

## 特別支援教育コーディネーターについて

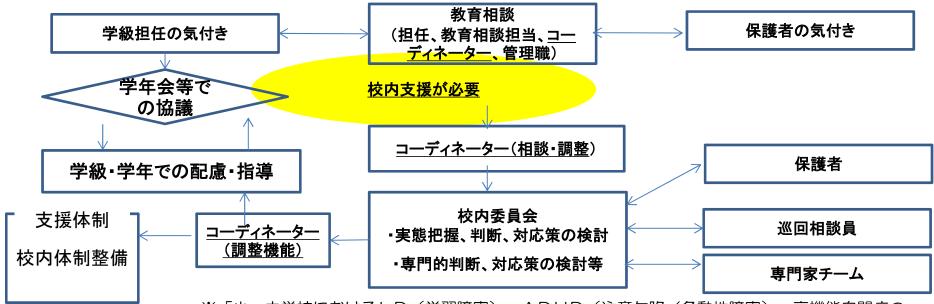
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- 特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、
- 関係諸機関・学校との連絡・調整、
- ・保護者からの相談窓口

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

(平成26年度配置状況) 87.4% (国公私・幼小中高計)

<支援に至るまでの一般的な手順>



※「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の 児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(H16文部科学省)より作成

## 交流及び共同学習について

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

< 障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義>

- ・障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する 正しい理解と認識を深めるための機会である。
- •同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。

## 交流及び共同学習について(学習指導要領総則における記述)

# ●小学校学習指導要領 第1章 総則

- 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
- 2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

(幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定)

# ●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
- (6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

(幼稚部教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。)

## 交流及び共同学習について(実施にあたっての留意事項)

### (特別支援学校学習指導要領解説 総則等編における記述)

## ◇留意事項

- ① 計画的、組織的に継続した活動を実施
  - 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
  - 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
  - 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。
- ② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進
  - 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
  - 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面
- ③ 交流及び共同学習の内容の工夫
  - 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
  - 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ

·解説 総則等編幼小中

幼:P99~100、小中:P183~186

·解説 総則等編 高:P109~112

## 交流及び共同学習の例

### 〇千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成(居住地校交流の例)

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。 交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行うと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

### 特別支援学校小学部

#### 居住地小学校

教育課程上の 位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」	
目標 「交流及び 共同学習の ねらい」			
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。		
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。	
交流及び共同 学習の実践例	「音楽」・・・歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」・・・紙や糊を使い友だちと作品を作る。 「体育」・・・運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。		
	「運動会」・・・綱引き、踊り、応援に参加。好きな	音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。	

### 成果

- 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。
- 授業や行事での交流及び共同学習を通し、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。
- ) 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。

# 高校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

### 趣旨

- 現行制度上、高等学校においては、教育課程の弾力的運用を行うことはできるが、小・中学校のような「通級による指導」が制度化されていない。
- 障害のある子供たちの自立と社会参加に向け、平成26年度に文部科学省が開始した モデル事業の成果も踏まえ、<u>高等学校における「通級による指導」の制度化等について</u> 検討するため、調査研究協力者会議を開催。

### 協力者

### ◎主査、○副主査【50音順】

石川	誠	株式会社いなげやウィング管理 運営部長(兼)事業推進部長
市川	宏伸	日本発達障害ネットワーク理事長
◎岩井	雄一	十文字学園女子大学教授
大南	英明	全国特別支援教育推進連盟理事長
笹谷	幸司	神奈川県立綾瀬西高等学校長
高岡	麻美	府中市立府中第九中学校長
〇柘植	雅義	筑波大学教授
中田	正敏	かながわ生徒・若者支援センター代表
永妻	恒男	さいたま市立大宮南中学校長
西川	公司	日本肢体不自由教育研究会理事長
三代	恵里子	島根県教育庁特別支援教育指導主事
水野	忠輝	静岡県教育委員会高等教育課指導主事
村野	一臣	東京都立町田の丘学園校長

### スケジュール(予定)

27年

• 調査研究協力者会議において議論

28年

必要な制度改正 ※学習指導要領改 訂と合わせて改正

29年

• 設置者における制度の導入準備

30年度

制度の運用開始(予定)

# 調査研究協力者会議における検討経過

### 平成27年11月17日(第1回会議)

1. ヒアリング ①

水野 忠輝 委員 「静岡県におけるモデル事業の取組」 三代恵里子 委員 「島根県におけるモデル事業の取組」

2. 議論①(自由討議)

### 平成27年12月 3日(第2回会議)

1. ヒアリング ②

永妻 恒男 委員 「中学校における通級による指導の取組」 笹谷 幸司 委員 「神奈川県立綾瀬西高等学校の取組」

2. 議論②(高等学校における通級による指導の制度化の意義と制度設計の方向性について)

## 平成27年11月15日(第3回会議)

- 1. 議論③(高等学校における通級による指導を制度化した後の充実方策について)
- 2. 議論 ④ (論点整理案について)

## 平成27年12月22日(第4回会議)

1. 議論 ⑤ (論点整理案について)

### くこれまでの主な意見>

- 高等学校における必要性は従来から指摘されてきた。モデル校でも希望者数が予想を上回っている。
- 基本設計は小・中学校と同じで良いと考えられるが、高等学校ならではの運用・オプションが必要。
- モデル校では、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を参考に指導・評価している。 個別の指導計画を作成すれば、個々の目標に応じた評価が可能となることが確認されている。
- 〇「通級による指導」だけでなく、他の授業が分かりやすくなるよう授業改善を進めることが必要。

## 各教科等における障害に応じた配慮事項について(検討例)

平成27年12月22日 総則・評価特別部会 資料2-2

< 平成27年12月16日 教育課程部会 特別支援教育部 (第3回)資料4-2>

#### これまでの示し方

小学校学習指導要領 総則

個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や 指導方法の工夫を計画的,組織的に行うこと。

(小学校学習指導要領解説) 総則編

■ 障害別の配慮の例を示す。

弱視:体育科におけるボール運動の指導、 理科等における観察・実験の指導

難聴**や言語障害**:国語科における音読の指

導、音楽科における歌唱の指導

**肢体不自由**:体育科における実技の指導、 家庭科における実習

LD (学習障害) : 国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導

ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症: 話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など 小学校学習指導要領 総則

各教科等

■ 総則に加え、各教科等別に示す。

(小学校学習指導要領解説)

総則編における障害種の特性に関する記述に加え、 各教科等編において

改善の方向性

■ 学習の過程で考えられる困難さごとに示す。

【困難さの例】

※教科等の特性に応じて例示

≪情報入力≫

≪情報のイメージ化≫

見えにくい 聞こえにくい 体験が不足

**語彙が少ない** など

触れられない など

≪情報統合≫

色(・形・大きさ)の区別が困難 聞いたことを記憶することが困難 位置、時間を把握することが困難 など

≪情報処理≫

短期記憶\*1、継次処理\*2や同時処理が困難注意をコントロールできない など

※1:一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること

※2:1つ1つ順々に問題を処理していくこと

≪表出•表現≫

話すこと、書くことが困難表情や動作が困難など

## 幼稚園における障害に応じた配慮事項について(検討例)

### これまでの示し方

#### 幼稚園教育要領

個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

### (幼稚園教育要領解説)

■ 障害別の配慮の例を示す。

弱視:弱視の幼児がぬり絵をするときには

輪郭を太くするなどの工夫

難聴:絵本を読むときには教師が近くに座

るようにして声がよく聞こえるように

する

**肢体不自由**:興味や関心をもって進んで体

を動かそうとする気持ちがもてるよう

に工夫など

### 改善の方向性

#### 幼稚園教育要領

※「論点整理」における「幼稚園における特別支援 教育」の改訂の具体的な方向性を踏まえ検討。

#### (幼稚園教育要領解説)

■ 幼児の活動を通じて考えられる**困難さ**ごと 、に示す。

#### 【困難さの例】

≪情報入力≫

見えにくい 聞こえにくい 触れられない など ≪情報のイメージ化≫

体験が不足 **語彙が少ない** など

≪情報統合≫

色(・形・大きさ)の区別が困難 聞いたことを記憶することが困難 位置、時間を把握することが困難

≪情報処理≫

短期記憶\*1、継次処理\*2や同時処理が困難注意をコントロールできない など

※1: 一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること ※2:1つ1つ順々に問題を処理していくこと

≪表出•表現≫

### 話すことが困難 表情や動作が困難 など

※ 上記の困難さの例は、小学校の例を参考に作成したものであり、幼稚園 において実際に示す場合は、幼児期の特性に応じた、困難さの例を検討。 ■ 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、 児童生徒の十分な学びが実現できるよう、 学習の過程で考えられる<u>【困難さの状態</u>】に対する【配慮の意図】+【手立て】の例を示す。 (安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要)

**小学校の例** ※中学校、高等学校については今後整理予定

【配慮の考え方、配慮の例の示し方】 (**国語科**の例)

【困難さの状態】:視覚、言語理解など

【配慮の意図】

見えにくさに応じた情報保障

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるよう、 教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、 語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具(ス リット等)を活用したりするなどの配慮をする。
- 考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合には、 児童がどのように考えればよいのかわかるように、考える項目や手順を示したプリントを準備 したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするな どの配慮をする。
- 声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

#### (社会科の例)

視知覚、空間認知など

- 他者との関わりを持つことが難しく、国会など議会政治などの動きに興味が持てない場合には、社会的事象への興味・関心を高めるため、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、社会的事象と自分たちの生活との関わりを考える問題解決的な学習の工夫や、特別活動における児童会活動との関連づけなどを通じて、実際的な体験の機会を取り入れ、学習活動の順序を分かりやすく説明し安心して学習できるよう配慮をする。

### (算数科の例)

視知覚(位置)など

- **同系色の方眼紙の目盛りが読み取りにくい場合**は、正しい位置に印が付けやすいように、罫線の色を変更したり、マス目を大きくしたり、マーカーの色を変更したりするなどの配慮をする。
- 「商」「等しい」など、児童が日常生活で使用することが少なく、抽象度の高いことばの理解が困難な場合は、児童がイメージを持つことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げる、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。

継次処理など

■ 四則の混合した式や( )を用いた式について理解し、正しく計算することが難しい場合、 計算のきまりを理解させるために、計算の順番を示した手順書を手元に置かせたり、式を分解 してそれぞれを計算させ、混合式との比較をさせるなどの工夫を行う。

視覚記憶、同時処理など

● **目的に応じて折れ線グラフで表すことが難しい場合**、<u>目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために</u>、同じデータについての縦軸の幅を変えたり、読みやすさや読みにくさを強調したグラフを見比べるなどの活動を通して、よりよい表し方に気付かせる配慮をする。

実際的イメージ、経時処理など

#### (理科の例)

● 自然現象としての雲を観察する活動において、雲の変化等の時間を要するような観察をする ことが難しい場合には、変化に着目し、理解することができるよう、観察するポイントを示し たり、雲の変化を短時間にまとめたICT教材を活用したりするなどの配慮をする。

### (生活科の例)

体験不足、心の理論、注意のコントロールなど

● みんなで使うもの等を大切にすることや安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その意味を理解できるように、言葉だけでなく、実際に体験するなど、活動する中で場面に応じた指導を段階的に行う。

#### (音楽科の例)

聴知覚、聴覚記憶など

● **音楽を形づくっている要素(リズム、速度、旋律、強弱、反復等)の聴き取りが難しい場合** は、<u>音楽的な特徴をとらえやすくできるよう</u>、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたり、音楽的な特徴を視覚化するなどの配慮をする。

### (図画工作科の例)

視知覚(形)など

● **形や色などの造形的な特徴を捉えることが難しい場合、**造形的な特徴を詳しく捉えるように するために、言語化するなどの配慮をする。

スモールステップなど

図と地の分別など

- 表現の活動において計画を立てたり、活動の見通しをもち製作することが難しい場合や、構成を考えながら表し方を構想することが難しい場合には、表現している部分と全体の関係をつかみ、活動の見通しを持つことができるよう、作品を離して見せるなどの配慮をする。
- 見たことから表したいことを見付け表す活動において、立体の構造や空間を平面に置き換えることが難しい場合、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴を捉えやすくするため、写真などの平面に置き換えて見ることのできるツールの活用や、ライトなどにより明暗を明確にするなどの配慮をする。

#### (家庭科の例)

実際的イメージ、選択決定など

● お金の計算はできるが、必要性など物の価値を判断する力や選択する力が身についていない場合は、生活の中で起こりうることをパターン化して繰り返し具体的に指導するなどの配慮をする。また、実際に買物するなど生活で実践できるよう家庭と連携を図る必要がある。

前庭覚、継次処理、身振りなど

### (体育科の例)

- **勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合**には、<u>活動の見</u>通しが持てなかったり、考えたことや思ったことをすぐ行動に移してしまったりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝った時や負けた時の表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。

#### (道徳科の例)

体験不足、心の理論など

- 話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、衝動的に行動し、他者の行動を妨げてしまったりする場合、注意が持続できるよう、適度な時間で活動を切り替えるなどの配慮をする。また、他の児童からも許容してもらえるような雰囲気のある、学級づくりにも配慮する。

#### (外国語活動の例)

聴知覚、聴覚記憶など

● **音声を聴取することが難しい児童の場合、**外国語の音声(音韻)やリズムと日本語との違い に気付くことができるよう、音声を文字で書いて見せる、リズムやイントネーションを記号 や色線で示す、指導者が手拍子を打つ、音の高低を手を上下に動かして表すなどの配慮をす る。また、活動の流れがわかるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておく。

### (総合的な学習の時間の例)

スモールステップ、継次処理、短期記憶、言語化など

● **まとめたり調べたりすることに困難がある場合**には、注意や集中のコントロールが難しかったり情報処理に偏りがあったりすることから、<u>作業を確認しながら取り組むことができるよう</u>、まとめる手順や調べ方、調べる内容、着目する点などを具体的に例示するなどの配慮をする。

### (特別活動の例)

見通しのもちにくさ、状況把握など

● 学校行事における予告なしの避難訓練や不測の事態などに対し、強い不安を抱いたり、戸惑ったりする場合、見通しが持てるよう、行事のねらいや活動の内容、行動の仕方などについて、事前指導をしっかりと行うなどの配慮をする。

### 幼稚園の例

視覚、体験不足、空間把握など

● **見えにくく、行動が制限される場合、**具体的な経験を豊かにできるよう、安全な場で自分から積極的に体を動かし、いろいろな運動の楽しさを知り、活発に活動できるようにしたり、手を使っていろいろな物を観察したり、作ったりできるよう配慮をする。

聴覚、具体的イメージ、言語理解など

● **聞こえにくく、言葉の習得が困難になる場合、**様々な経験を通して、言葉の習得及び概念の 形成ができるよう、単に名称のみの理解にとどまらないようにし、人や物の性質、属性などを 含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりすることを取り入れるよう配慮をする。

体験不足、空間把握など

● **身体の動きに困難がある場合、**<u>幼児が自ら環境と関わり、主体的な活動ができるよう</u>、遊具や用具などを工夫したり、必要に応じて補助用具等の活用を図るなどの配慮をする。